平成１８年度国民年金保険料は月額１３，８６０円

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、受けられなくなる場合もあります。また、万が一のときの障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納付期限内に納めましょう。

国民年金保険料の前納は「口座振替」がお得です

一定期間分の国民年金保険料をまとめて納付する「前納制度」をご利用いただくと、保険料が割引となりお得です。

また、一年前納（４月～翌年３月分）および６ヵ月前納（４月～９月分、10月～翌年３月分）は、「口座振替」をご利用いただくと、現金（納付書）で前納するよりも割引額が高く、さらにお得になります。

○口座振替による前納のお申し込みはお早めに！

口座振替による一年前納および６ヵ月前納（４月～９月分）は、４月末日（今年は休日のため５月１日）の引き落としとなります。

そのため、３月中に社会保険事務所で事前登録をする必要がありますので、希望される方は、年金手帳または納付書、預(貯)金通帳、預(貯)金通帳のお届け印を持って、お早めに社会保険事務所へお申し込みください（お申し込みが遅くなると、社会保険事務所での登録ができても金融機関での確認が間に合わず引き落としできない場合があります)。

※すでに口座振替で前納されている方につきましては、あらためてお申し込みいただく必要はありません。

平成１８年度保険料額

	定額保険料	現金前納額	口座振替前納額
１年間分	１６６，３２０円 (13,860円×12ヵ月)	１６３，３７０円 (2,950円おトク)	１６２，８３０円 (3,490円おトク)
６ヵ月分	８３，１６０円 (13,860円×6ヵ月)	８２，４８０円 (680円おトク)	８２，２２０円 (940円おトク)
１ヵ月分	１３，８６０円		１３，８１０円※ (50円おトク)

※早割を利用した場合

○月々の納付も口座振替の「早割」ならお得です

通常の口座振替（翌月末振替）は定額保険料ですが、当月末振替の「早割」をご利用いただくと､月額50円割引となります。

《早割のお申し込みは…》

年金手帳または納付書、預(貯)金通帳、預(貯)金通帳のお届け印を持って、金融機関や郵便局またはお近くの社会保険事務所へお申し込みください。

※早割のお申し込みをされた場合、初回の振替は原則２ヵ月分（前月分・当月分）となります。

また、その際の割引は当月分からとなりますので、ご了承ください。

高知年金相談センターの廃止について

高知駅前の「高知年金相談センター」は、平成18年３月16日(木)をもちまして廃止されることとなりました。今後は、お近くの社会保険事務所の総合相談室をご利用ください。

【問い合わせ先】　南国社会保険事務所（☎088－864－1111）